

特定非営利活動法人ミラリンク 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 本法人は、特定非営利活動法人ミラリンク(以下、「本法人」という。)という。

(事務所)

第2条 本法人は、主たる事務所を静岡市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、広く一般市民に対し、保健、医療及び福祉の増進を図る活動を通じて、1人1人の強みを活かした事業の創発を行い、次世代を担う子どもたちに明るい未来を切り開くために山積する社会課題を解決し、誰もが平等に幸福な生活を送ることができるウェルビーイングなまちづくりに寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、その目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (2) 社会教育の推進を図る活動
- (3) まちづくりの推進を図る活動
- (4) 子どもの健全育成を図る活動
- (5) 経済活動の活性化を図る活動
- (6) 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動
- (7) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事業)

第5条 この法人は、その目的を達成するため、次の特定非営利活動に係る事業を行う。

- (1) ウェルネスに関する複業クラブの企画、運営に関する事業
- (2) 子どもの未来を支える人及び企業に対する健康経営支援及びウェルネスに関する情報提供に関する事業
- (3) 医療・介護・福祉の専門家及び活動に関心のある方々を対象とした交流会、イベント等の企画、運営に関する事業
- (4) 医療・介護・福祉の専門家等に対する研修会の開催に関する事業
- (5) 健康増進、疾病予防に関する啓発活動や情報発信に関する事業
- (6) 健康増進、疾病予防に関するセミナー活動に関する事業
- (7) 健康増進、疾病予防に関する調査・研究に関する事業
- (8) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

第3章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の3種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法(以下、「法」という。)上の社員とする。

- (1) 正会員 本法人の目的に賛同して入会した個人または団体
- (2) 賛助会員 本法人の事業を賛助するために入会した個人または団体
- (3) 準会員 本法人の目的に賛同して入会した個人または団体

(入会)

第7条 会員の入会については、特に条件を定めない。

- 2 会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
- 3 理事長は、前項のものの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(会費)

第8条 会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して2年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款等に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(抛出金品の不返還)

第12条 既に納入した入会金、利用料、会費及びその他の抛出金品等は、会員資格喪失の理由の如何を問わず、返還しない。

第4章 役員および職員

(役員の種類及び定数)

第13条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 3名以上
 - (2) 監事 1名以上
- 2 理事のうち、1人を理事長とする。

(選任等)

第14条 理事及び監事は、総会において選任する。

- 2 理事長は、理事の互選とする。
- 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
- 4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

第15条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

- 2 理事長以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。
- 3 理事は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。
- 4 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
- 5 監事は、次に掲げる職務を行う。
 - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
 - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
 - (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
 - (4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。
 - (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第16条 役員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

2. 前項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合は、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を延長する。
3. 補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
4. 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第17条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第18条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) 職務の遂行に堪えない状況にあると認められるとき。

(2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第19条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

2. 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

3. 前2項に関して必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

(職員)

第20条 この法人に、事務局長その他の職員を置く。

2 職員は、理事長が任免する。

第5章 総会

(種別)

第21条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

第22条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第23条 総会は、以下の事項について決議する。

(1) 定款の変更

(2) 解散

(3) 合併

(4) 事業計画及び活動予算並びにその変更

(5) 事業報告及び活動決算

(6) 役員の選任又は解任、職務

(7) 入会金及び会費の額

(8) 借入金(その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。第49条において同じ。)その他新たな義務の負担及び権利の放棄

(9) 事務局の組織及び運営

(10) その他運営に関する重要事項

(開催)

第24条 通常総会は、毎事業年度1回開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の2分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第5項第4号の規定により、監事から招集があったとき。

(招集)

第25条 総会は、第24条第2項第3号の場合を除き、理事長が招集する。

- 2 理事長は、第24条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。
- 3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも会日の5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第26条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第27条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第28条 総会における議決事項は、第25条3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 3 理事又は社員が総会の目的である事項について提案した場合において、社員の全員が書面又は電磁的方法により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の社員総会決議があったものとみなす。

(表決権等)

第29条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。
- 3 前項の規定により表決した正会員は、第27条、前条第2項、次条第1項第2号及び第50条の適用については、総会に出席したものとみなす。
- 4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第30条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 正会員総数及び出席者数(書面表決者、及び電磁的方法による表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。)
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果

- (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2. 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名しなければならない。
- 3. 前2項の規定に関わらず、正会員全員が書面又は電磁的方法により同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
 - (1) 総会の決議があったものとみなされた事項の内容
 - (2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称
 - (3) 総会の決議があったものとみなされた日
 - (4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

第6章 理事会

(構成)

第31条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第32条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 役員の報酬
- (2) 総会に付議すべき事項
- (3) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (4) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第33条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の2分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第5項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第34条 理事会は、理事長が招集する。

- 2. 理事長は、前条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3. 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を示した書面をもって、少なくとも会日の5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第35条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(議決)

第36条 理事会における議決事項は、第34条第3項の規定によりあらかじめ通知した事項とする。

2. 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第37条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

2. やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決することができる。
3. 前項の規定により表決した理事は、前条第2項及び次条第1項第2号の適用については、理事会に出席したものとみなす。
4. 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第38条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 理事総数及び出席者数(書面表決者又は電磁的方法による表決者にあつては、その数を付記すること。)
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
2. 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名しなければならない。

第7章 資産及び会計

(資産の構成)

第39条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄付金品
- (4) 財産から生じる収益
- (5) 事業に伴う収益
- (6) その他の収益

(資産の区分)

第40条 この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産の1種とする。

(資産の管理)

第41条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会計の原則)

第42条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って、行ふものとする。

(会計の区分)

第43条 この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業に関する会計の1種とする。

(事業計画及び予算)

第44条 この法人の事業計画及び活動予算は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第45条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

2. 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予算の追加及び更正)

第46条 予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第47条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を経て、総会において、議決を経なければならない。

2. 決算上、剰余金が生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第48条 本法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(臨機の措置)

第49条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第8章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第50条 この定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数により議決を経、かつ、法第25条3項に規定する事項を変更する場合、所轄庁の認証を得なければならない。

(解散)

第51条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産手続き開始の決定
- (6) 所轄庁による設立の認証の取消し

2. 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。

3. 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第52条 この法人が解散(合併又は破産による解散を除く。)したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち、総会において議決したものに譲渡するものとする。

(合併)

第53条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第54条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については内閣府NP O法人ポータルサイトに掲載して行う。

第10章 雑則

(細則)

第55条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附則

1. この定款は、この法人の設立の日から施行する。
2. この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。

代表理事 九戸栄介

理事 九藤博弥

理事 安藤優

理事 木村祐基

理事 柴睦美

監事 小原智永

監事 澤村亮

3. この法人の設立当初の役員の任期は、第16条第1項の規定にかかわらず、この法人の成立の日から令和9年3月31日までとする。
4. この法人の設立当初の事業計画及び活動予算は、第44条の規定に関わらず、設立総会の定めるところによる。

5. この法人の設立当初の事業年度は、第44条の規定にかかわらず、この法人の成立の日から令和8年3月31日までとする。
6. この法人の設立当初の入会金及び会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。(1) 正会員入会金 0円 正会員会費 12, 000円(1年間分)(2) 準会員入会金 0円 準会員会費6, 000円(1年間分) (2) 賛助会員入会金 0円 賛助会員会費 100, 000～10, 000, 000(1口100, 000円)(1年間分)

様式例・記載例（法第10条第1項第2号イ関係）

役員名簿

特定非営利活動法人ミラリンク

役職名	氏 名	住 所 又 は 居 所	報酬の有無
理事長	九戸 栄介		無
理事	九藤 博弥 安藤 優 木村 祐基 柴 睦美		無 無 無 無
監事	小原 智永 澤村 亮		無 無

（備考）

- 1 「氏名」、「住所又は居所」、「報酬の有無」は、全ての役員について記載する。
- 2 「氏名」、「住所又は居所」の欄には、住民票等によって証された氏名、住所又は居所を記載する。
- 3 「報酬の有無」の欄には、定款の定めに従い報酬を受ける役員には「有」、報酬を受けない役員には「無」を記入する。
- 4 役員総数に対する報酬を受ける役員数（「報酬の有無」欄の「有」の数）の割合は、3分の1以下でなければならない（法第2条第2項第1号ロ）。

設 立 趣 旨 書

1 趣 旨

（ 昨今、少子化が一段と進み、将来を担う子どもたちの重要性がより認知されている。
少子化が進む中で、子どもたちを取り巻く環境は教育面をはじめとして充実してきている
一方で、子どもたちの成長を支える関係者（大人）にとっては、子どもたちの健全な育成を
支えるため、あらゆる行動、精神状態に対して細心の注意を払う必要がある等、大きな責任
を伴う精神的、身体的な負担がかかっている。
私どもは、広く一般市民に対して、保健、医療及び福祉の増進を図る活動を通じて、
理学療法士としての強みを活かした事業の創発を行い、次世代を担う子どもたちに明るい
未来を切り開くために山積する社会課題を解決し、誰もが平等に健康的で幸福な生活を
送ることができるウェルビーイングなまちづくりを推進することを目的として、当法人を
設立する。法人を設立することで継続的、持続的な事業を行い、当該目的を達成したい。

等

2 申請に至るまでの経過

（ 平成 27 年 7 月 設立代表者九戸栄介が N P O 生き生き健康の環研究所設立。
事業を継続する中で健康に関する社会課題の認識するものの令和 3 年
6 月事情により法人解散
令和 7 年 1 月 上記社会課題に関するヒアリングの実施
令和 7 年 2 月 発起人会開催
令和 7 年 3 月 設立事前会議開催
令和 7 年 4 月 設立総会開催

等

令和 7 年 4 月 28 日

特定非営利活動法人ミラリンク
設立代表者 氏名 九戸 栄介

様式例・記載例（法第10条第1項第7号関係「設立当初の事業年度の事業計画書」）

設立当初の事業年度の事業計画書

法人成立の日から令和8年3月31日まで

特定非営利活動法人ミラリンク

1 事業実施の方針

- ・設立当初の事業年度は、以下の事業を確実に実施することを目標とする。
- ・設立資金をクラウドファンディングを活用して集めていくこと、参画いただけるメンバーや企業集めを中心に行っていく。
- ・クラウドファンディングの資金を活用し、イベントやセミナーなどをオンライン及びリアルで定期的に開催していくことで、市民への啓発活動を行う。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

事業名 (定款に記載した事業)	具体的な事業内容	(A) 当該事業の実施予定日時 (B) 当該事業の実施予定場所 (C) 従事者の予定人数	(D) 受益対象者の範囲 (E) 予定人数	事業費の予算額 (単位：千円)
(1) ウェルネスに関する複業クラブの企画、運営に関する事業	・オンラインでの読書会 ・オンライン学習コンテンツ提供 ・コミュニティ形成 ・起業サポート・事業コンサルティング	(A) 月4回 (B) オンライン (C) 10名	(D) 医療・介護・福祉の専門家及び活動に関心の専門家、一般市民 (E) 100名	2400
(2) 子どもの未来を支える人及び企業に対する健康経営支援及びウェルネスに関する情報提供に関する事業	・保育士、幼稚園教諭を対象としたリラクゼーションイベント ・オンラインプログラム提供	(A) 月1回 (B) 静岡県内の保育園、幼稚園 (C) 10名	(D) 保育園、幼稚園で働く保育士、幼稚園教諭 (E) 150名	1200
(3) 医療・介護・福祉の専門家及び活動に関心のある方々を対象とした交流会、イベント等の企画、運営に関する事業	・医療・介護・福祉の専門家及び養成校学生と企業のマッチングによるネットワーク構築	(A) 令和7年10月 (B) 東海圏 (C) 50名	(D) 医療・介護・福祉の専門家及び活動に関心の専門家、一般企業 (E) 100名	60
(4) 医療・介護・福祉の専門家等に対する研修会の開催に関する事業	実施計画なし			

(5) 健康増進、疾病予防に関する啓発活動や情報発信に関する事業	実施計画なし			
(6) 健康増進、疾病予防に関するセミナー活動に関する事業	・幼稚園、保育園などを中心とした機関への健康経営指導 ・セミナーによる啓発活動	(A) 年2回 (B) 静岡県内の企業 (C) 10名	(D) 保育園、幼稚園で働く保育士、幼稚園教諭 (E) 150名	2400
(7) 健康増進、疾病予防に関する調査・研究に関する事業	実施計画なし			
(8) その他この法人の目的を達成するために必要な事業	実施計画なし			

(備考)

- 1 設立当初の事業年度の事業計画書及び翌事業年度の事業計画書は、それぞれ別葉として作成する。
- 2 2は、(1)には特定非営利活動に係る事業、(2)にはその他の事業について区分を明らかにして記載する。
- 3 2(2)には、定款上、「その他の事業」に関する事項を定めているものの、設立当初の事業年度にその他の事業を実施する予定がない場合、「実施予定なし」と記載する。

令和8年度の事業計画書

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

特定非営利活動法人ミラリンク

1 事業実施の方針

- ・設立2年目は、以下の事業を確実に実施することを目標とする。
- ・定期的なクラウドファンディングを活用して資金を集めていくこと、参画いただけるメンバーや企業集めを行う。
- ・イベントやセミナーなどをオンライン及びリアルで定期的に行うことを継続する。
- ・マッチング事業は東海圏から関東圏へと圏域を広げ、多くの参画者、参画企業を募っていく。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

事業名 (定款に記載した事業)	具体的な事業内容	(A) 当該事業の実施予定日時 (B) 当該事業の実施予定場所 (C) 従事者の予定人数	(D) 受益対象者の範囲 (E) 予定人数	事業費の予算額 (単位：千円)
(1) ウェルネスに関する複業クラブの企画、運営に関する事業	・オンラインでの読書会 ・オンライン学習コンテンツ提供 ・コミュニティ形成 ・起業サポート・事業コンサルティング	(A) 月4回 (B) オンライン (C) 15名	(D) 医療・介護・福祉の専門家及び活動に関心の専門家、一般市民 (E) 150名	3600
(2) 子どもの未来を支える人及び企業に対する健康経営支援及びウェルネスに関する情報提供に関する事業	・保育士、幼稚園教諭を対象としたリラクゼーションイベント ・オンラインプログラム提供	(A) 月1回 (B) 静岡県内の保育園、幼稚園 (C) 10名	(D) 保育園、幼稚園で働く保育士、幼稚園教諭 (E) 300名	1800
(3) 医療・介護・福祉の専門家及び活動に関心のある方々を対象とした交流会、イベント等の企画、運営に関する事業	・医療・介護・福祉の専門家及び養成校学生と企業のマッチングによるネットワーク構築	(A) 令和7年10月 (B) 関東・東海圏 (C) 200名	(D) 医療・介護・福祉の専門家及び活動に関心の専門家、一般企業 (E) 400名	1420
(4) 医療・介護・福祉の専門家等に対する研修会の開催に関する事業	・幼稚園、保育園などを中心とした機関への健康経営指導 ・セミナーによる啓発活動	(A) 年2回 (B) 静岡県内の企業 (C) 10名	(D) 保育園、幼稚園で働く保育士、幼稚園教諭 (E) 300名	3600

(5) 健康増進、疾病予防に関する啓発活動や情報発信に関する事業	実施計画なし			
(6) 健康増進、疾病予防に関するセミナー活動に関する事業	・幼稚園、保育園などを中心とした機関への健康経営指導 ・セミナーによる啓発活動	(A) 年2回 (B) 静岡県内の企業 (C) 10名	(D) 保育園、幼稚園で働く保育士、幼稚園教諭 (E) 300名	3600
(7) 健康増進、疾病予防に関する調査・研究に関する事業	実施計画なし			
(8) その他この法人の目的を達成するために必要な事業	実施計画なし			

(備考)

- 1 設立当初の事業年度の事業計画書及び翌事業年度の事業計画書は、それぞれ別表として作成する。
- 2 2は、(1)には特定非営利活動に係る事業、(2)にはその他の事業について区分を明らかにして記載する。
- 3 2(2)には、定款上「その他の事業」に関する事項を定めているものの、翌事業年度にその他の事業を実施する予定がない場合、「実施予定なし」と記載する。

設立当初の事業年度 活動予算書

法人成立の日から令和8年3月31日まで

特定非営利活動法人ミラリンク

(単位：円)

科目	金額		
I 経常収益			
1 受取会費			
正会員受取会費	120,000		
準会員受取会費	1,200,000		
賛助会員受取会費	2,000,000		
		3,320,000	
2 受取寄附金			
受取寄附金	5,700,000		
		5,700,000	
3 受取助成金等			
		0	
4 事業収益			
ウェルネス複業クラブ事業	1,406,000		
マッチング事業	270,000		
		1,676,000	
5 その他収益			
受取利息	0		
雑収益	0		
		0	
経常収益計			10,696,000
II 経常費用			
1 事業費			
(1) 人件費			
給料手当	0		
法定福利費	0		
退職給付費用	0		
福利厚生費	0		
人件費計	0		
(2) その他経費			
会議費	500,000		
旅費交通費	600,000		
諸謝礼	150,000		
広告宣伝費	600,000		
業務委託費	4,210,000		
その他経費計	6,060,000		
事業費計		6,060,000	
2 管理費			
(1) 人件費			
役員報酬	0		
給料手当	0		
法定福利費	0		
退職給付費用	0		
福利厚生費	0		
人件費計	0		
(2) その他経費			
消耗品費	300,000		
地代家賃	100,000		
賃借料	50,000		
保険料	50,000		
通信運搬費	150,000		
水道光熱費	50,000		
支払手数料	2,090,000		
その他経費計	2,790,000		
管理費計		2,790,000	
経常費用計			8,850,000
当期経常増減額			1,846,000
III 経常外収益			
1 固定資産売却益		0	
経常外収益計			0
IV 経常外費用			
1 過年度損益修正損		0	
経常外費用計			0
当期正味財産増減額			1,846,000
設立時正味財産額			0
次期繰越正味財産額			1,846,000

令和8年度 活動予算書
令和8年4月1日から令和9年3月31日まで
特定非営利活動法人ミラリンク
(単位：円)

科目	金額		
I 経常収益			
1 受取会費			
正会員受取会費	120,000		
準会員受取会費	2,460,000		
賛助会員受取会費	4,000,000		
		6,580,000	
2 受取寄附金			
受取寄附金	5,700,000		
		5,700,000	
3 受取助成金等			
		0	
4 事業収益			
ウェルネス複業クラブ事業	3,154,000		
マッチング事業	360,000		
		3,514,000	
5 その他収益			
受取利息	0		
雑収益	0		
		0	
経常収益計			15,794,000
II 経常費用			
1 事業費			
(1) 人件費			
給料手当	0		
法定福利費	0		
退職給付費用	0		
福利厚生費	0		
人件費計	0		
(2) その他経費			
会議費	600,000		
旅費交通費	1,160,000		
諸謝礼	150,000		
広告宣伝費	800,000		
業務委託費	7,710,000		
その他経費計	10,420,000		
事業費計		10,420,000	
2 管理費			
(1) 人件費			
役員報酬	0		
給料手当	0		
法定福利費	0		
退職給付費用	0		
福利厚生費	0		
人件費計	0		
(2) その他経費			
消耗品費	360,000		
地代家賃	120,000		
賃借料	60,000		
保険料	60,000		
通信運搬費	180,000		
水道光熱費	60,000		
支払手数料	2,240,000		
その他経費計	3,080,000		
管理費計		3,080,000	
経常費用計			13,500,000
当期経常増減額			2,294,000
III 経常外収益			
1 固定資産売却益		0	
経常外収益計			0
IV 経常外費用			
1 過年度損益修正損		0	
経常外費用計			0
当期正味財産増減額			2,294,000
前期繰越正味財産額			1,846,000
次期繰越正味財産額			4,140,000